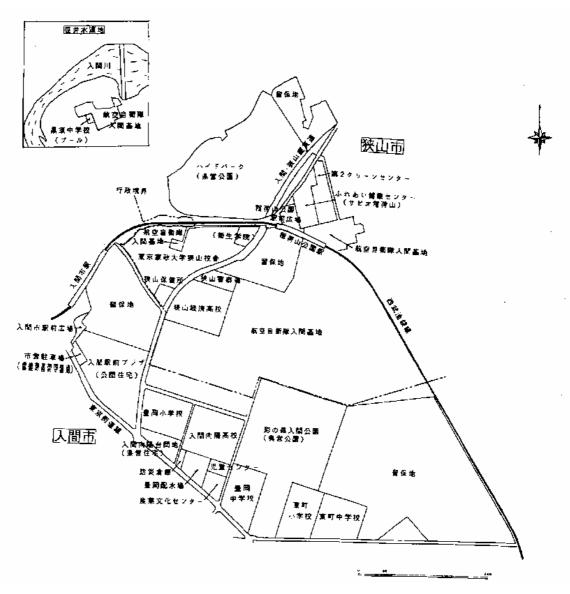
# ジョンソン基地跡地 留保地利用計画書



平成20年6月

埼玉県入間市

# 目 次

| 1 | 利用計画をめぐる状況について・・・・・・1   |
|---|-------------------------|
| 2 | 土地利用の基本方針・・・・・・・・・4     |
|   | 留保地A(入間市駅前側)の活用計画・・・・・5 |
|   | 留保地B(東町側)の活用計画・・・・・・8   |
| 3 | 今後のスケジュール・・・・・・・・・10    |

# 入間市留保地利用計画

本市は「香り豊かな緑の文化都市」を将来都市像として掲げ、これまで自然と調和したまちづくりを推進し、着実に発展してきました。しかし、地方分権という大きな流れの中、少子高齢化の進行に加え、これまでに経験のない人口減少社会の到来により、環境、福祉、教育、産業などさまざまな分野で政策のあり方を再考し、新たなまちづくりに向けて検討することが求められてきています。

こうした中、本市における留保地(ジョンソン飛行場跡地)の利用にあたっては、多様化する市民 ニーズと将来にわたり予測される課題に的確に対応し、その解決に資することを前提に計画を検討す る必要があります。

そのため、留保地の効果的な活用に向けて、これまでの本市のまちづくりの成果と将来像の実現に向けた展望を踏まえ、新たな時代にふさわしい都市デザインとしての利用計画を策定します。

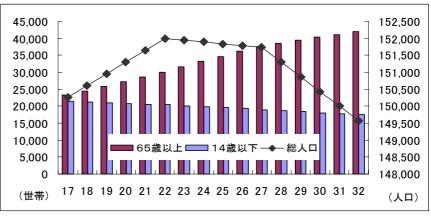
# 1 利用計画をめぐる状況について

#### (1) 将来人口

わが国の人口は、少子化傾向により平成16年(2004年)をピークに減少に転じ、その後、 本格的な人口減少時代を迎えようとしています。首都圏のベッドタウンとして、これまで人口増加

を基調としてきた本市においてもその傾向は進み、今後は徐々に人口減少が進むことが見込まれます。

また、年齢別人口構成も、 少子高齢化とともに、年少人 口比率の減少、老年人口比率 の増加が進んでおり、今後は この傾向もまた一層顕著になっていくことが予想されます。

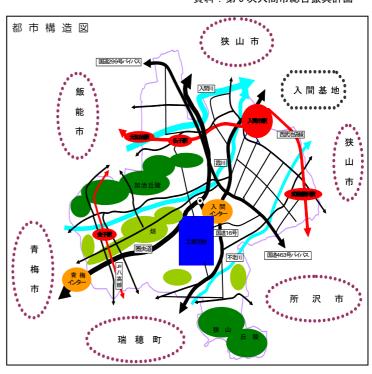


#### 資料:第5次入間市総合振興計画

# (2) 本市の交通状況

本市の鉄道網は、私鉄の西武鉄道池袋線(営団有楽町線と相互乗り入れ)とJR八高線の2路線から構成されています。特に前者は、都心に通じる主要交通機関として通勤通学者の利用が集中しています。中でも中心市街地に位置する入間市駅は市内にある鉄道駅5駅の中で乗降客が最も多く、駅周辺を含めたエリアは本市の市民生活にかかる各種機能を集積する中心拠点に位置付けられていることから本市交通体系の拠点的施設となっています。

道路網は生活道路としての市道整備のほか、広域の連携道路として首都圏外周部の環状路線である一般国道16号がほぼ市の中心部を縦断し、299号、



資料:第5次入間市総合振興計画

407号、463号と合わせて4本の国道が整備されています。青梅入間線のほか8路線の県道も整備され、地域交通上の基幹道路として周辺地域との連絡・連携の上で重要な役割を担っています。また、平成8年には首都圏中央連絡自動車道(圏央道)が開通し、本市の中央に位置する入間インターチェンジにより国道16号と接続されたことで、広域的機能を高めた交通網が形成されました。

路線バスは、そのほとんどの路線が入間市駅を起点として運行されています。バスを唯一の交通 手段としている市民も多い中で、市民生活の利便性向上に大きな影響を与えることから、市民意識 調査においてはバス路線や駅周辺の整備充実を望む声が多く見られます。

しかし、郊外型の商業施設が主流になる中、市内の移動手段として自家用車を選択する市民も増加し、近年は駅への送迎にも自家用車の利用が増加してきています。そのため駐車場の設置や駅前広場の拡張整備など、路線バスの利便性の向上と合わせて自家用車の利用にも対応した施設の整備ニーズが高まっています。

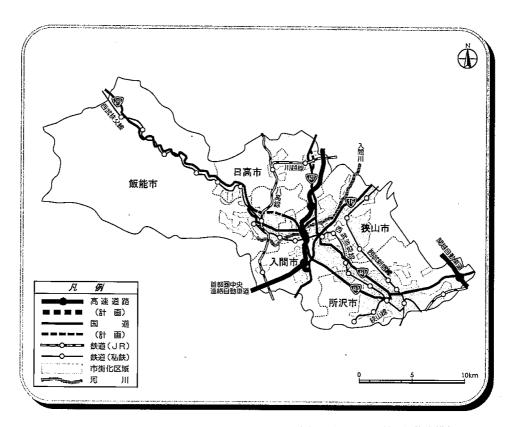
#### (3) 近隣との連携要素

本市の地理的な位置は埼玉県西部エリアの5市(所沢市、狭山市、日高市、飯能市、入間市)の ほぼ中央に位置しています。

近隣市との連携という視点から本市の環境を見ると、交通アクセスの面では所沢、入間、飯能間は鉄道路線が、狭山市と入間市間はバス路線が、日高、狭山、入間市間は圏央道を軸にした道路網が整備されており、地域間の交通面においても中間の位置に立地しているといえます。

また、入間市駅は西武鉄道の特急停車駅であることに加え、西武池袋線と東京地下鉄線との相互乗り入れの促進により、都心とのアクセス性も今後、飛躍的に向上することが予想され、国や中央の機関との連絡においても高い利便性を持っています。

こうしたことから留保地の活用にあたっては、本市が埼玉県西部エリアの連携において中核を担えるような質の高いまちづくりに向けた土地利用を計画する必要があります。



資料:埼玉県市町村合併推進構想

#### (4) 中間答申における基本的方向性

留保地の利用計画の策定については、平成8年にジョンソン基地跡地利用計画審議会に諮問し、 平成11年9月7日付けで中間答申(以下、「中間答申」という。)を受けています。

中間答申において留保地A(入間市駅前側)については「今後の周辺の開発状況と整合性を十分に見極め、市主導型による事業展開を図りながら併せて民間活力の導入を図り、駅前という立地から当市の顔となるべき独自性を持たせた『衣・食・学』の要素を取り入れた事業系にすることが望ましい」とされており、また留保地B(東町側)については「航空自衛隊入間基地に係わる航空機騒音と既存の住宅地を分離させる緩衝地帯として、かつ市街地に残された貴重な緑地を保全する目的からも『緑地を主体とした公園』が望ましい」とする留保地の活用に向けた基本方針が示されています。

#### (5) 市民意識の分析

市施策に対する市民意識を第8回市民意識調査 (H18.3) から見てみると、多くの市民が住みよさの判断基準や住み続けたいとする理由に「日常生活の利便性の高さ」や「自然や街並みの良さ」をあげています。また、市民の望む本市の将来像のイメージとしては「自然」、「住みよさ」、「緑」、「安全」、「安心」という表現が多く、都市像としては「安全都市」、「環境都市」という回答が多く見られます。こうしたことから都市の魅力を高めるためには、生活の利便性を向上するとともに自然・街並みなどの環境整備を進める施策が効果的であり、そうした方向で施策を推進していくことで市民がイメージする望ましい将来像に一致していくものと思われます。

また、優先的に取り組むべき施策についての市民意識を見ると、要望の高い施策としては都市基盤整備に関する施策が上位を占めますが、防災・防犯、医療・福祉など市民生活に安全と安心を与える施策を望む声も多く見られ、それに次いで公園・緑地の整備や自然環境の保全、教育環境の充実など長期的な視点に立って推進すべきと思われる施策が続いています。

生活利便性の向上やライフラインの整備、安全・安心の確保など市民生活に直結する施策への要望はもちろんのこと、緊急的な課題と並行して本市の魅力を守り、都市の将来像を見据えた施策の推進に向けた施策についても市民の要望は高いものと思われます。

# **◇市民要望の高い施策〔上位 20 施策〕◇** ~第8回市民意識調査(H18.3) ~

- ①防犯対策 (24.5%)
- ②バス路線の整備・充実(22.5%)
- ③道路網の整備 (21.9%)
- ④駅周辺の整備・充実(21.6%)
- ⑤医療施設の充実(20.0%)
- ⑥高齢者福祉サービスの充実(19.0%)
- ⑦地震などの防災対策(16.1%)
- ⑧交通渋滞の解消 (15.0%)
- ⑨行財政運営の効率化(14.6%)
- ⑩休日・夜間診療の充実(11.3%)

- ⑪駐車場の整備・充実(11.1%)
- ②自転車置き場の整備・充実(10.5%)
- ③下水道の整備(10.3%)
- ⑭区画整理などによる市街地整備(10.0%)
- ⑤小・中学校教育の充実(9.4%)
- 16公園・緑地の整備 (9.3%)
- ①交通安全対策 (9.3%)
- ⑱アスベストなど有害性のある物質対策(9.0%)
- ⑩丘陵地や河川など自然環境の保全(8.9%)
- ②鉄道の整備・充実(8.8%)

#### (6) 本市施策の基本方向

#### ①総合振興計画による基本方向

本市では、平成19年度より第5次入間市総合振興計画(以下、「第5次総振」という。)に基づき総合的に施策を展開しています。第5次総振は今後10年間にわたる本市のまちづくりの基本方針であり、平成19年度から5年間はその前期基本計画に基づいて具体的な事業が展開されることとなります。そのため利用計画の策定にあたっては総合振興計画の基本構想と前期基本計画における位置付けを確認した上で後期基本計画への継続性を確保し、中・長期的な視点から方向性を定めていく必要があります。

基本構想における土地利用計画では利便性、快適性、安全性、広域性の4つの視点から本市の土地利用を進めることとしており留保地の活用にあたってもその視点を重視することが前提となります。また、土地利用方針としては、留保地A(入間市駅前側留保地)の位置するエリアは商業系地域に属することから入間市駅周辺および扇町屋地区を中心とした商業・業務機能の集積に努めつつ、周辺環境との調和を図りながらサービス・流通等施設の適正誘導を図ることと設定され、留保地B(東町側留保地)の位置するエリアは住宅系地域に属するため、生活道路や街区公園等の整備を進めるとともに計画的な基盤整備を図り、うるおいが感じられる住宅地づくりに向けた土地利用を行うことが方針として設定されています。また、どちらの留保地についても文教系地域と近接していることから各教育・公共・公益施設の機能や特性を踏まえ、周辺の環境との調和や道路、交通機関等の利便性に配慮することが必要です。

留保地の土地利用にあたっては総合振興計画との整合を基本的な方向として、これまでの本市の都市整備の成果を踏まえて周辺環境に十分に配慮するとともに、本市の将来像を展望し、新たな時代にふさわしい都市デザインとして構想することが必要です。

#### ②新たな課題への対応

市民の環境意識の高まりや少子高齢化による社会構造の変化に伴う新たな課題への対応が求められています。特に、地球温暖化防止に向けた環境対策や高齢社会の到来によって増大が予想される社会保障費の問題については、今後の行政運営において財政的な調整を図りつつ、長期的な視点に立って適切な対応を図っていくことが求められているところです。

すでに環境保全に向けては「入間市環境基本計画」を策定し、全市的な展開を図っているところであり、都市整備における緑地の保全は「緑の基本計画」に基づき、市域周辺の丘陵部の保全や市内に残存する各種の樹林地の保全・活用、都市公園等の計画的な整備など6つの方針に基づき都市緑地の保全に努めています。しかし、首都圏近郊都市として発展してきた本市においては市街地の緑地の減少が顕著であり、今後は残された緑地を保全するととともに、身近な緑を増やす施策として魅力ある個性的な公園や緑地の整備を進めていくことが必要です。

また、今後急激に進行する市民の高齢化と予想される社会保障費の増加への対応として、疾病予防や介護予防に向けて市民の日常的な健康づくりを推進していくことがますます重要になっていきます。本市ではこれまでも市民のヘルスプロモーションの拠点施設として健康福祉センターを整備し、市民一人ひとりの健康づくりと健康長寿社会の実現を目指して施策の推進に努めてきましたが、こうした施策と結びつけてウォーキングやレクリエーションなど市民が手軽に利用し、活用を図ることができる場として身近なエリアに公園や緑地を整備していくことは、単に緑の保全というだけでなく心身のリフレッシュや健康づくりに大きな役割を果たすことと思われます。

こうした視点から、多くの市民が利用することのできる公園や緑地の整備は、環境保全や市民の 健康の保持・増進に向けた対応として今後進めていかなければならない重要な施策として位置付け られます。

#### 2 土地利用の基本方針

利用構想をめぐる状況を整理すると、本市の都市整備における課題として、①少子高齢化社会へ

の対応、②入間市駅の交通結節点としての機能向上、③近隣との優れた連携要素を活かした質の高い 西部地区の中核エリアの創造、④環境保全や健康増進に役立つ施設の整備という4点があげられます。

今後、留保地の活用にあたっては中間答申を尊重しつつも、将来的な展望を含めて各課題の解決に向けた整備計画を策定する必要があります。しかし、留保地の活用にあたっては巨額の整備費用がかかり市施策や財政運営に与える影響も大きいことが予想されることから、具体的な施設整備に向けては市総合振興計画及び長期的な財政計画と整合を図り、中長期的な視点から段階的に整備を進めていくこととします。

各留保地の個別の活用計画については以下の通りです。

#### ◇留保地 A (入間市駅前側) の活用計画

中間答申において留保地A(入間市駅前側留保地)は、事業系施設の集積など土地の高度利用も含めた検討を行うとされています。そのため、本エリアについては、入間市駅の利便性の向上と質の高い街区整備を基本に策定します。

#### (1) 土地利用の方向性

埼玉県西部地域の拠点としてのエリア整備を目標に、公共的な施設の整備を軸に周辺地区の開発 と連携した中心市街地の形成を図ります。

周辺環境との調和を保ちながら公益的施設の整備を中心に、良質で利便性の高い、本市のシンボルとして、ゆとりと風格のある新市街地形成に向けた土地利用を進めます。

- ○本市の交通体系の拠点としての入間市駅の利便性向上
- 〇本市のシンボルとなるゆとりと風格のある市街地整備
- ○周辺地域と調和した公益的施設の整備

#### (2) 整備コンセプト

#### ①交通結節点である入間市駅前のメリットを最大限活用します。

国道16号線及び入間市駅北口地区と連結する馬頭坂線と豊岡地区中心市街地とを結ぶ都市計画 道路を配置し、入間市駅南口交通広場の拡張とあわせ交通結節点としての機能と利便性の向上を図 り、入間市駅の一層の利用促進を図ります。

# ②傾斜地である特性を活かし、独創的なまちづくりを進めます。

ゆとりと風格をもつエリアの創造に向けては、都市施設や文化施設、社会福祉施設等の設置を中心に起伏のある土地の形状を活用した構造物の配置や緑地帯の整備など、特徴のある街区整備を進めます。施設の整備にあたっては民間資本等の積極的な活用(PFI, PPP等)を図り、民間のノウハウによる開発を促進し、無秩序な開発に対応するために整備誘導の方策として地区計画等の策定により道路等の公共施設の計画的な整備を誘導するとともに、コンセプトに適ったまちづくりを推進します。

#### ③隣接する住宅地、商業地と調和するゾーニングとします。

区画整理事業による市街地整備が進む入間市駅北口地区との一体感や連携を考慮し、隣接するゾーンは商業、住居など複合的な利用が可能な施設の整備エリアとして設定します。なお、連続性を確保するために歩行者専用の跨線橋の整備等も視野に入れます。

#### ④市の将来都市像を踏まえ緑地を確保し、ゆとりと癒し、安心感のあるスペースを創出します。

エリアの開発にあたっては本市の玄関にふさわしく、道路、公園、緑地、広場、その他の公共空地を最大限確保するように配慮し、当市の豊かな自然の連想と駅に降り立つ人にゆとりと癒し、安心感を持たせるように整備します。

#### ⑤利便性の高い賑わいと躍動感のあるまちを創造します。

エリア内の機能的な分割により交通結節点である入間市駅の機能を高めるとともに、土地の高度利用を図って住居、商業など多目的に活用できる複合型施設の整備等を進める中で、まちとしての 賑わいと躍動感を創出します。

#### (3) 都市計画の見直し

国から強い要請があるように、事業の実施に当たっては、市街化区域に編入することが所与の前提となりますから、編入地域の特定、手順、時期等について埼玉県と協議・調整しつつ実施しますが、必要に応じて立地施設の誘導を可能とするために地区計画を定めることも検討します。 見直し時期は、平成24年末を目途とします。

#### (4) 具体的な土地利用計画の策定及び決定

#### ① 基本的な考え方

都市計画の見直しと併行的に具体的な立地施設を含む利用計画の策定作業を実施し、決定した 内容を平成25年度末の都市計画の見直しに反映させます。なお、都市計画決定の手続きに最低2 年間を要すことから、計画の策定に当たっては、国とも連絡を密に協議・調整しつつ決定します。

#### ② 各ゾーンについての土地利用計画

- イ A, B, Cゾーンについての具体的な立地施設・内容については市民参加の手続きを経て議 会承認を得た上で決定します。
- ロ Aゾーンに立地する公共・公益的施設については、立地する具体的な施設とともにその用地・建物等規模も検討し区画割り、街路についても決定します。
- ハ Bゾーンは民間により開発するものとし、地区計画を定めることにより設置する施設を誘導することを検討します。
- ニ Cゾーンの駅前広場については、他の駅前広場の整備状況を参考に整備内容等について具体 化します。

#### (5) 具体的な事業計画の策定、決定

#### ① 基本的な考え方

- イ 都市計画の見直し、具体的な土地利用計画策定、決定作業と併行的に具体的な事業計画についても策定、決定作業を進めます。
- ロ 本地全体が高低木の育成する傾斜地となっており、施設整備に当たっては大規模な基盤整備 (造成)事業を実施する必要があることから、これの実施主体、方法等の事業計画策定につい ては国と連絡を密に協議・調整して決定します。
- ハ 事業計画策定に当たっては、事業について各種補助金制度を活用して財政的な負担の軽減を 図る必要があることから、まちづくり活動推進事業、地域創造支援事業等の事業手法の採用に ついても検討します。
- ニ 事業計画の策定、決定において、市が用地を取得、施設整備する場合には必要な事業費の財 政措置に関しても検討します。

#### ② 基盤整備(造成)事業計画

造成工事等の基盤整備事業の方法としては、A:国から市又は施設設置者が用地を取得した後に共同で造成事業を実施する。B:国において造成事業を実施する。(国が自ら予算措置を講じて造成事業を行うことは事実上困難であることから、信託会社に信託処分し、信託会社が委託して造成工事を実施のうえ土地利用者に処分する) C:市が区画整理事業を実施する。以上のことが考えられます。これらの整備手法を検討するなかで、土地所有者である国と協議・調整を図り、

円滑、効率的な事業実施、市の財政負担の軽減を図ります。なお、本地内の幹線街路整備、上下 水道のインフラ整備事業については、市において実施するものですが、これらの整備を効率的に 実施するためには、全体の基盤整備事業と同時に実施する必要があります。

#### ③ 土地取得等主体の整理

- イ Aゾーンに関する施設立地に伴う土地取得の主体及び施設整備の主体については、市自ら取得、施設整備する方法とともに都市計画において地区計画を定めることにより公的法人等民間事業者を主体として誘導することも検討します。
- ロ Cゾーンの整備については、市自ら実施する方法とともにBゾーンの開発行為の一環として 開発者負担により整備することも検討します。

#### (6) 具体的な事業の実施

# ① 基盤整備(造成)事業

平成25年度以降基盤整備(造成)事業に着手するとした場合、設計・工事期間に3年間要すると想定されることから、事業の完了は平成27年度と見込まれます。

#### ② 市の用地取得

市において土地取得を行う場合は、平成27年度以降予算措置を行います。

#### (7) ゾーニング

①Aゾーン ゆとりと風格ゾーン (公共・公益的施設の整備ゾーン)

例えば、公園等都市施設、コンベンションセンター等文化施設、子育て支援施設等社 会福祉施設等を整備

②Bゾーン 都市型ライフゾーン(高度・複合利用施設の整備ゾーン)

例えば、商業ビル等民間事業施設等を整備

③ C ゾーン にぎわいゾーン (駅前広場の拡張ゾーン)

例えば、駅前ロータリー、駐車場、駐輪場、広場等を整備

※その他、都市計画道路の整備を予定します。



#### ◇留保地 B (東町側) の活用計画

中間答申において留保地B(東町側)は、入間基地に対する緩衝地帯とし、貴重な緑地を保全する 目的からも、緑地を主体とした公園が望ましいとされています。本エリアについては、その答申の趣 旨を尊重した計画とします。また、入間基地に隣接している特殊性を鑑み、国(防衛省)との連携が 不可欠であり、共同利用についても検討する必要があります。

#### (1) 土地利用の方向性

市街地に隣接した貴重な自然環境を保持しつつ、「航空機騒音に悩まされる近隣住民の生活環境の保持に資する活用」及び「市民が健康・医療・スポーツのために利用できる機能を有する公園としての活用」の2つの視点から、公共利用します。

- ○航空機騒音に悩まされる近隣住民の生活環境の保持に資する活用
- 〇市街地に隣接した貴重な自然環境の保持
- ○市民が健康・スポーツ・医療のために利用できる機能の設定
- ※ なお、当該留保地には、小河内ダム建設に伴う移住者が開墾した農地が、陸軍航空士官学校のために買収された土地が含まれており、移住者の開墾の苦労等を鑑みるとき、安易に民間利用等をすべきではない土地と考えます。

#### (2) 整備コンセプト

① 入間基地飛行場区域に対する精神的・物理的緩衝機能を確保します。

現状では、市民と基地は比較的良好な関係にありますが、今後も基地の存在が継続されると見込まれる以上、基地と市民の良好な関係を継続するための配慮をしていかなければなりません。

東町から飛行場ターミナル方向は、現在樹木に覆われていて見えません。騒音も樹木により軽減されているほか、精神的にも隔離されており安堵感を与えており、それらの実態に配慮していきます。

② 現状の景観・自然環境の保持を前提に、緑の保全に配慮します。

住宅地当時は芝生と松などのアメリカ的住宅街でありましたが、のちに現在のような林になったものです。緩衝緑地は手をつけない現状のままとするなど、現状の自然環境に手をつけないで残すエリアとそうでないエリアの区別を行います。

隣接した既存の住宅地の生活環境の保持にも配慮します。

③ 健康・スポーツ・医療のための機能は、市全体において整備が必要な機能についての検討を 踏まえながら、必要な施設を順次整備していきます。

市民が健康・スポーツ・医療のために利用できる機能には、総合運動施設等の大きな施設から、 ジョギングコースや多目的広場などまで、種々考えられます。

将来の管理運営も考慮しつつ、適切な施設整備を行うものです。

④ 隣接する県営彩の森入間公園との連携を図ります。

留保地へのアクセスとしての彩の森入間公園の位置づけをはじめ、双方の人の流れを考慮した 一体的な利用を考えなければならないとともに、それぞれの機能の分担も必要です。

なお、彩の森入間公園は留保地の処分条件に基づく利用であり、公園としての機能を変更することは難しいことに留意しつつも、彩の森入間公園方向からの留保地への交通アクセスについても検討する必要があります。

#### (3) 都市計画の見直し

本地については、入間基地に対する緩衝地帯として緑地保全を図るとともに県営彩の森入間公園に隣接することも考慮しつつ、市民の健康・スポーツ・医療のために利用できる施設整備を図り市民のために有効に活用することが望まれます。今後、留保地の利用計画の策定状況のなかで国と協議・調整のうえ見直しを実施します。

#### (4) 具体的な土地利用計画・事業計画の策定及び決定

Aゾーンとして入間基地との緩衝地帯、Bゾーンとして健康・スポーツ・医療ゾーンとして活用する計画は、いずれも公的に利用することがふさわしいことを前提に、現段階においての本市としてのコンセンサスであり、民間施設への転用については消極的であります。

本地の具体的な土地利用計画・事業計画の策定に当たっては、本地は市内に存在するまとまった緑豊かな広大地であり、入間基地、県営公園、西武池袋線に隣接して存在し、市の中心部からは東端に存在する特性を有していることを踏まえつつ、公的な施設用地として本市の財政力、行政需要等も考慮しながら検討する必要があります。

現段階において、本地の早期利用を望む声もなく、他に実施すべき施策がある中で本地の利用計画策定を優先的に検討することが、緊急の課題とは言えない状況にあります。今後、国とも協議・調整しつつ、市民参加、議会承認のプロセスを経て、具体的な利用計画・事業計画については検討し、策定することとしたいのでご理解願います。

#### (5) ゾーニング

- ①Aゾーン 緩衝ゾーン (入間基地に対する緩衝緑地ゾーン)
- ②Bゾーン 健康・スポーツ・医療ゾーン (緑地の中の施設整備ゾーン) 例えば、総合運動公園、多目的広場等を整備、病院等医療施設を整備



# 3 今後のスケジュール

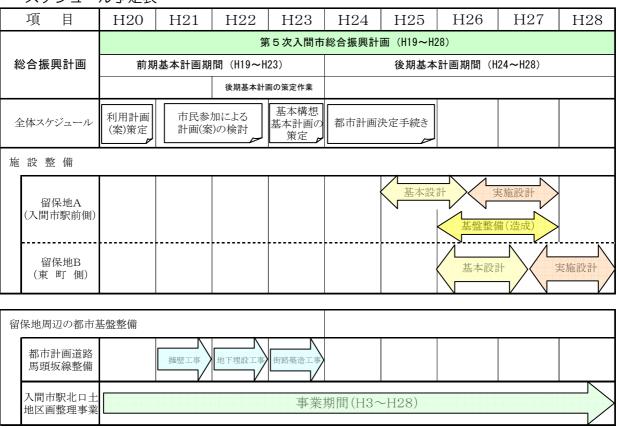
# (1) これまでの検討経過

| 年 月         | 主 な 内 容   | 主な整備内容<br>(用 地 取 得)                        |
|-------------|---|--|
| 昭和 51 年 1 月 | 「ジョンソン基地跡地利用促進協議会」の設立   |  |
| 昭和 51 年 6 月 | 「米軍提供財産の変換後の利用に関する基本方<br>針について」の答申<br>有償三分割答申                 |  |
| 昭和 55 年 1 月 | 「ジョンソン基地跡地利用計画審議会」に条例<br>設置                                   | 入間市駅前広場(3191.50 m²)                        |
| 昭和 55 年 3 月 |   | 東町小学校(28000.19 ㎡)                          |
| 昭和 56 年 6 月 | 「ジョンソン飛行場住宅地区返還国有地の処理<br>の大綱」が決定                              |  |
| 昭和 58 年 2 月 |   | 産業文化センター(7003.60 ㎡)<br>豊岡小学校(28005.79 ㎡)   |
| 昭和 59 年 2 月 |   | 豊岡中学校(28006.68 m²)                         |
| 昭和 60 年 3 月 |   | 豊岡配水場(10006.40 m²)                         |
| 昭和61年7月     |   | 児童センター(4000.99 m²)                         |
| 昭和 62 年 3 月 |   | 東町中学校 (28010. 92 ㎡)<br>防災センター (2002. 03 ㎡) |
| 昭和 62 年 6 月 | 「大口返還財産の留保地の取扱いについて」の<br>答申(留保地答申)<br>原則 <b>留保、例外公用・公共用利用</b> |  |
| 平成6年9月      | 「入間市留保地利用検討委員会」設置(庁内組織)                                       |  |
| 平成7年3月      |   | 県営公園取得により、基地跡地<br>の処理進捗率が80%を超える。          |
| 平成8年3月      | 「入間市留保地利用検討委員会」から利用計画<br>報告書の策定                               |  |
| 平成8年11月     | 「ジョンソン基地跡地利用計画審議会」に諮問   |  |
| 平成 11 年 9 月 | ジョンソン基地跡地利用計画の策定について (中間答申)                                   |  |
| 平成 13 年 3 月 | 「入間市都市計画マスタープラン」作成  |  |
| 平成 15 年 3 月 | 基地対策特別委員会からの中間報告  |  |
| 平成 15 年 6 月 | 「大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて」の答申<br>原則利用、計画的有効活用                    |  |
| 平成 16 年 2 月 | 「狭山市・入間市合併協議会」設置  |  |

| 年 月                        | 主 な 内 容                       | 主な整備内容<br>(用 地 取 得) |
|----------------------------|-------------------------------|---------------------|
| 平成 16 年 12 月               | 「新市建設計画」での検討                  |                     |
| 平成 17 年 3 月                | 「狭山市・入間市合併協議会」廃止              |                     |
| 平成 17 年 6 月                | 「留保地検討チーム」を企画課に設置             |                     |
| 平成 17 年 4 月<br>平成 19 年 3 月 | 「第5次入間市総合振興計画 前期基本計画」で<br>の検討 |                     |
| 平成 20 年 1 月                | 「留保地計画策定に関する検討チーム」を企画<br>部に設置 |                     |

# (2) 今後の整備計画

# スケジュール予定表



◇利用計画(案) 策定に基づいて、今後市民参加による利用計画(案)の検討等を参考にして、 基本構想及び基本計画の策定をしていくものです。